

大山町保育所における新型コロナウイルス感染症対策について

大山町立保育所（園）では、鳥取県の定める「新型コロナウイルス感染症の県内発生期における保育施設の対応基準」を踏まえ、次のとおり対応することとしております。

今後、状況に応じた対応を行うこともありますが、保護者の皆さまには、ご理解とご協力をいただきますようお願い申し上げます。

1 施設内発生未確定期（陽性未確定）

- ・登園前にご家庭で検温していただき、連絡ノートに健康状態の記録をお願いいたします。
- ・発熱はなくても、かぜ症状がある場合は、可能な期間、登園の自粛をお願いします。
- ・発熱があった場合は、解熱後 24 時間以上が経過し、呼吸器症状が改善傾向となるまで登園の自粛をお願いします。
- ・児童や家族に発熱や呼吸器症状など新型コロナウイルス様の症状が出た場合は、感染の有無が確定するまで、登園を自粛してください。

2 施設内発生期（陽性確定）

（1）児童や職員において 1 人でも陽性が確定した場合

- ・陽性が確定した児童や職員は陰性が確定するまでの間、登園停止や休暇とします。
- ・当該保育所については、原則として 14 日間の休園とします。

当該保育所が休園する間、仕事を休むことが困難な保護者の児童については、保健所による疫学調査等終了後、当該入所児童の状況を十分に把握した上で、保育を継続します。

なお、施設内消毒の間は、一時的に代替施設において、保育を行います。

（2）児童や職員の家族において陽性が確定した場合

- ・家族と最後に接触した日から起算して 14 日間は、当該児童の登園自粛や自宅待機を要請します。

3 その他

県内に感染が拡大し、県知事から要請があった場合は、未発生の園におきましても休園とします。この場合におきましても、仕事を休むことが困難な保護者の児童については、上記 2（1）と同様の対応を行います。